

令和7年度 障害者総合支援法及び 児童福祉法に基づく集団指導

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課

集団指導

講義内容

- ・運営指導における指摘事項
- ・過去の処分事例
- ・虐待の防止について
- ・事業所運営に関する通報について
- ・事業所の取組み
- ・サービス管理責任者の要件/地域連携推進会議について

集団指導の目的

- ・障害福祉サービス事業者等の支援
- ・制度理解の促進
- ・法令順守の徹底、適正な事業運営

運営指導等における 指摘事項等について

札幌市保健福祉局
障がい保健福祉部障がい福祉課
(指定指導担当)

講義内容



指導・監査について

運営指導における指摘事項

指導・監査について

運営指導の目的



- 自立支援給付等対象サービスの質の確保と向上
- 給付費の算定の適正化

運営指導の流れ(事前準備)

- ・原則、運営指導日の3週間前までに通知を行います。
 - ・運営指導日の2週間前までに、事前確認資料を提出してください。
- ※ 日常におけるサービスの提供状況を確認するため、あらかじめ通知を行わず運営指導を行う場合もあります。

運営指導の委託について

- ・運営指導の業務の一部を指定事務受託法人に委託しています。
- ・指定事務受託法人の職員が事業所を訪問して書類確認等をする場合があります。
- ・市が直接行う運営指導と実施基準や効果等は同一であるため、円滑な実施をご協力願います。

委託契約事業者

キャリアリンク株式会社

運営指導の流れ(当日)

- ・事業所内視察
- ・運営指導担当職員からの質問等
- ・書類等の確認
- ・講評及び質疑応答

運営指導の流れ(運営指導後)

- ・運営指導後、30日以内に指定事務受託法人から市の確認結果を通知
- ・結果通知送付後、30日以内に市へ改善状況を報告
- ・運営指導終了

監査とは

・行政処分（指定の効力停止、指定取消し等）に該当するおそれがある場合に実施。

○著しい運営基準違反がある（あると疑われる）場合。

○給付費等の請求について、不正・著しい不当が疑われる場合。

・監査の結果、行政処分に至る可能性があります。

・給付費の請求に当たって、偽りその他の不正があった場合、返還額に40%を乗じた額を加算することがあります。

運営指導における 指摘事項

個別支援計画の作成手順



個別支援計画を作成しているものの、作成手順で指摘となる一例

- ・アセスメントで面接をせず、書面による意思確認のみで終わらせている。
- ・個別支援会議で使用した原案を保管していない。
- ・個別支援会議をしていない。利用者を参加させていない(者のみ)。会議をしたが、会議録がない。
- ・本案について利用者等の同意を得た日が、前回同意日から6か月以上経過している。
(居宅系サービスを除く)
- ・相談支援事業所に交付していない。

支援の標準的な提供時間の取扱い

【生活介護】

令和6年度報酬改定により、サービス提供時間ごとに基本報酬を設定

⇒支援の標準的な提供時間を定め、個別支援計画に記載する。

○支援の標準的な提供時間等(曜日(月・水・金の通所)、時間)の記載例

- ・ サービス提供時間 4時間
- ・ 送迎に係る配慮 0時間
- ・ 障がい特性に係る配慮 30分
- ・ 送迎時の移乗等 30分

合計のサービス提供時間 5時間

※個別支援計画書の備考欄等を活用した記載例

金曜日は通院がないため長時間のサービス提供ができることから6時間のサービス提供とし、合計7時間とする。

支援の標準的な提供時間の取扱い

【生活介護】

実際のサービス提供時間が支援の標準的な提供時間よりも・・・

○短くなった場合

・原則：実際のサービス提供時間に基づいて算定

・例外：当日の道路状況や天候、利用者の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日のサービス提供時間が支援の標準的な提供時間よりも短くなった場合は、実際のサービス提供時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定することができる。

支援の標準的な提供時間の取扱い

【生活介護】

○長くなった場合

・原則：個別支援計画に位置づけられた標準的な時間に基づいて算定

・例外：居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、個別支援計画に位置づけられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた時間に基づき算定できる。

○実際のサービス提供時間と支援の標準的な提供時間が合致しない状況が続く場合は、個別支援計画の見直しを検討し、支援の標準的な提供時間を変更する必要がある。

工賃の支払いに関する適正化

【就労継続支援B型】

- ・工賃は、事業所の生産活動による収益 から支払う必要があり、サービスの提供に係る給付費を充ててはならない。
- ・給付費を充てて不当に工賃を高め、それによって高い基本報酬を算定している場合、生産活動による収益のみによって支払いが可能な工賃単価に基づいて基本報酬を算定し直す必要がある。
- ・基本報酬を不当に高く算定したことによる**過大受給分は返還対象**。

* 指定就労継続支援B型における条例遵守の徹底、指定更新の要件化等について(令和7年6月17日付札障第1160号)参照

適正な人員配置基準

【就労継続支援B型】

- ・前年度の利用者数が増加し、人員配置基準(6:1)を満たさなくなったにもかかわらず、漫然と高い単価で報酬を算定し続けていた。
- ・上記の配置基準を満たさなくなったにもかかわらず**目標工賃達成指導員配置加算**を受給し続けていた。
- ・施設外就労を実施することにより、事業所本体に必要とされる職員が足りず、誤った人員配置基準で報酬を算定し続けていた。
- ・いずれの場合も過大請求となった報酬は**返還対象**

スコア表の取扱い

【就労継続支援A型】

- ・実態に即していないスコアを算定している。

例：地域連携活動の公表を行っていないが、行っているものとしてスコアを算定している。

- ・誤ったスコア算定により生じた**過大受給分は返還対象**

在宅就労の取扱い

【就労継続支援A型・B型】

- ・通所予定日に利用者の体調不良を理由に個別支援計画に位置付けていない在宅就労に切り替えた。
- ・在宅就労に切り替え後、作業開始・終了時間を確認しておらず、成果内容の確認も行っていない。

在宅就労の取扱い

【就労継続支援A型・B型】

以下、厚生労働省作成の「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」を基に記載

在宅支援と称して、以下のような、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されている。

- ・eスポーツ
- ・植物の水やりを1日数回行うだけの活動
- ・卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当するような活動
- ・所定の場所に居ればよいというような活動等

在宅就労の取扱い

【就労継続支援A型・B型】

在宅就労が適切な生産活動の機会の提供になっているか、以下の観点等をもとに確認してください。

- ・具体的な生産活動の場面があるか
- ・当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれるか
- ・在宅就労により安定した生産活動収入を得ることができるか
- ・地域の中に当該生産活動により習得した能力が活かされる労働市場や求人があるか
- ・生産活動の収益が適当か(収入が支出と合っているか)
- ・業務委託費が妥当か(取引価格や単価が過大又は過小に設定されていないか)

就労移行支援体制加算

【生活介護】
【自立訓練】
【就労継続支援A型・B型】

- ・企業等での雇用が継続している期間が6月に達していることを事業所が確認していない。
- ・企業等での雇用が継続している期間が6月に達していることを確認している挙証書類がない。
- ・今後、運営指導時に挙証の提出を求めることがある。
- ・企業等での雇用が継続している期間が6月に達していること等の加算の算定要件を満たしていることが確認できない場合は**返還対象**となることがある。

日中支援加算

【共同生活援助】

- ・何も支援をせずに、利用者が事業所(住居)にいるだけで算定している。
- ・支援の内容を明確化し個別支援計画に位置づける必要がある。
- ・支援の内容を個別支援計画に位置づけ支援をしていないと当該加算は**返還対象**

計画（障害児）相談支援費

【計画相談支援・障害児相談支援】

・サービス利用支援費（障害児支援利用援助費）のみ算定可能

障害福祉サービス等の支給決定等の有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援（指定継続障害児支援利用援助）を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援（指定障害児支援利用援助）を行った場合。

・サービス利用支援費（障害児支援利用援助費）及び継続サービス利用支援費（継続障害児支援利用援助費）の両方算定可能

障害福祉サービス等の支給決定等に当たって指定サービス利用支援（指定障害児支援利用援助）を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援（指定継続障害児支援利用援助）を行った場合。

サービス担当者会議実施加算

【計画相談支援・障害児相談支援】

- ・継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）の実施時において、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合算定可能。
- ・サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費（障害児支援利用援助費）を算定することとなるため、当該加算は算定不可。

支援計画シート・支援手順書

作成が必須であるサービス及び加算

- ・行動援護
- ・重度障害者支援加算
(共同生活援助は(Ⅰ)(Ⅱ)、生活介護は(Ⅱ)(Ⅲ))
- ・支援計画シート等未作成減算の対象、加算の返還対象

個別支援計画

【児童発達支援】
【放課後等デイサービス】
【居宅訪問型児童発達支援】

令和6年度から個別支援計画に記載が必要になった項目

- ・5領域との関係性 : 総合的な支援の推進
- ・移行支援 : インクルージョン推進
- ・家族支援 : 親子関係や家庭生活の安定・充実
- ・支援の標準的な提供時間等(曜日・頻度、時間)

→令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う

個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について

(こども家庭庁支援局障害児支援課 令和6年5月17日事務連絡)

支援の標準的な提供時間の 個別支援計画への位置付け

【児童発達支援】
【放課後等デイサービス】

- ・個別支援計画に定めのない曜日及び時間に利用児童を通所させ、実際の利用時間に応じて給付費を請求している。
- ・個別支援計画に定める支援の標準的な提供時間と実際の支援に要した時間が合致しておらず、その理由が記録されていない。
- ・支援の標準的な提供時間について、具体的な計画になっていない。
※具体的な計画になっていない事例
提供時間が「1時間30分超3時間以下」、曜日が「週3回」や「月～土のいずれか2日」など
- ・個別支援計画に定めた時間と実際の時間に乖離がある場合は速やかに個別支援計画の見直しを行う。

延長支援加算

【児童発達支援】
【放課後等デイサービス】

- ・個別支援計画に定める標準的な提供時間が5時間(授業終了後の放課後等デイサービスは3時間)の場合、延長支援加算を算定できる。
- ・延長支援が必要な理由及び時間を個別支援計画に定め、その理由については個別具体的な内容であること。
- ・個別支援計画等にてあらかじめ保護者の同意を得ること。

延長支援加算

【児童発達支援】
【放課後等デイサービス】

- ・授業終了後の放課後等デイサービスの提供時間について、
支援の標準的な提供時間:「15時～17時(2時間)」
実際に支援した時間:「15時～18時(3時間)」
「17時～18時(1時間)」を延長支援加算として算定した。

→標準的な提供時間が3時間未満のため延長支援加算は**算定不可**。

障害児通所支援における適正な給付費の算定等について

児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける適正な給付費の算定等について
(令和7年(2025年)8月25日付け札障第2123号札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長通知)

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/documents/syougai_zyuuhuhitekiseika.pdf

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 指導担当からのお知らせ

本市に寄せられるよくある質問

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/yokuarushitsumon.html>

ホーム＞健康・福祉・子育て＞福祉・介護＞障がい福祉＞事業者のみなさまへ＞よくある質問(障害福祉サービス等の事業運営)

家賃について【共同生活援助】

- ・利用者から徴収できる家賃は実費相当額
- ・アパートや賃貸マンションの場合、利用者の家賃の上限額は、原則として「建物所有者から借り受けている家賃＋(共用室の家賃÷定員)」
- ・共用室の家賃は定員で割る。入居者の人数で割るわけではない。

皆勤賞について

【就労継続支援B型】

- ・利用者ごとに個別支援計画等において、アセスメントを踏まえた目標利用日数等を定め、これを達成した月に支給する等、不平等な内容とならないようご注意ください。
- ・生活保護受給者が、就労継続支援B型事業所で得た工賃は、支払の方法にかかわらず、皆勤賞等を含めて全て収入として申告する必要があるため、申告漏れのないよう、利用者に対し十分な説明を行ってください。

過去の集団指導



<https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/jiritsushien/shidou.html>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 集団指導